

建築基準法の確認等に係る事務の所管区分

事務内容		区分		県		市	
		建築指導課	出先事務所	限定特定行政庁 (鎌ヶ谷市・野田市・君津市・ 茂原市・四街道市・白井市・印西市)	特定行政庁市 (千葉市・市川市・船橋市・ 松戸市・柏市・市原市・佐倉市・ 八千代市・我孫子市・浦安市・ 習志野市・木更津市・流山市・ 成田市)		
建築確認・検査・建築主事事務	建築物	特殊建築物 (法第6条第1項1号の学校、 旅館、共同住宅等)		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下		
		上記以外の 建築物	木造	右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下	階数2以下、かつ、500㎡以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)	
			非木造	右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下	階数1以下、かつ、200㎡以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)	
	工作物	工作物 (煙突、広告塔、擁壁等)		煙突：23mを超えるもの 擁壁：5mを超えるもの	左欄以外	煙突、広告塔、記念塔等：10m以下 擁壁：3m以下 (所管外の建築物の敷地のもの等を除く)	
		昇降機等 (遊戯施設等)		全部			
		準用工作物 (製造プラント等)		全部			
	建築設備	昇降機 (エレベーター、 エスカレーター等)		右欄以外	小荷物専用昇降機及びかごの床面積が1.3㎡以下のホームエレベーター (所掌建築物のものに限る)		
		建築設備 (空調、排煙等の設備)		右欄以外	所掌建築物に係るもの		
	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下			
	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下			
私道の位置の指定			全部	全部			
知事又は市長事務	制限緩和の許可・認定		右欄以外	仮設建築物の許可 法第43条第1項ただし書きの許可	仮設建築物の許可(所掌建築物に係るもの) 総合的設計の一団地認定(")		
	工事中の建築物の安全計画の届出		右欄以外	所掌建築物に係るもの			
	地区計画等の予定道路の指定		右欄以外	利害関係者の同意のあるもの	利害関係者の同意のあるもの		
	建築協定の認可		全部				
	知事事務	建築動態統計		全部			

備考 限定行政庁の事務範囲は、法第97条の2の規定によるもの